

インフォメーション

登録ホームヘルパー
 △内容 お年寄りや身体障害者の家事や介護の援助
 △資格 市内在住で健康な方(年齢不問)
 ※登録ホームヘルパーの人は、活動に応じて手当が支給されます。
 △申込み・お問い合わせ 所定の申請書に写真を添付のうえ、向日市社会福祉協議会(電話932-1196)へ。

募集集中

登録ホームヘルパー
 △内容 お年寄りや身体障害者の家事や介護の援助
 △資格 市内在住で健康な方(年齢不問)
 ※登録ホームヘルパーの人は、活動に応じて手当が支給されます。
 △申込み・お問い合わせ 所定の申請書に写真を添付のうえ、向日市社会福祉協議会(電話932-1196)へ。

育児相談

日頃、子育てに不安や疑問を感じておられることについて、相談に応じます。
 △相談日時及び場所 毎週木曜日：第4保育所(電話922-0004) 毎週金曜日：第6保育所(電話933-1212) いずれも午前10時～午後3時
 毎週水曜日：午後1時～

5時 毎週土曜日：午前9時～正午 あひるが丘保育園(電話921-0005)で。お気軽にご来園・お電話ください。
シルバークラス
 △日時・内容 6月4日(月)午前10時～正午「健康体操と、レクリエーション」京都府レクリエーション協会指導員 長谷川静江氏 6月5日(火)午前10時～正午「ゲートボール」向日市ゲートボール連合指導員
 △場所 6月4日(月)市民体育館 5日(火)市民ふれあい広場
 △参加資格 60歳以上の市民
 △定員 50名
 △参加費 無料
 △申込み・お問い合わせ スポーツ振興課(内線351) ※当日申込み可

少年・少女第14回ソフトボール大会
 △日時 7月22日(日)午前9時～(雨天中止)
 △会場 第2向陽小・第6向陽小
 △募集チーム・構成 16チーム 市内在住の小学3年生以上の児童で構成された子供会のチーム
 △代表者 市内在住の高校生以上の方(1チーム1名以上)
 △参加費 1チーム千円+200円×参加人数
 △申込み 6月20日～30日
 △申込書 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む
 △抽選会及び説明会 7月8日(日)午前10時～市民会館第1会議室
 △お問い合わせ 教育委員会社会教育課(内線325)

臨時指導員登録受付
 △登録要件 社会福祉に熱意のある50歳未満の女性で、保育などの資格又は障害者介護の経験がある方。
 △受付期間 6月1日(金)～20日(水)
 △申込み・お問い合わせ 乙訓福祉施設事務組合(電話954-16501)

府立婦人教育会館主催講座
受講者募集
 △「国際社会への課題」
 △日時 6月27日(水)午後1時30分～4時
 △講師 京都産業大学助教授 渡辺和子氏
 △定員 府内在住の成人100名
 △受講料 無料
 ※一時保育有り(幼児10名まで 予約必要)
 △申込み 6月21日(木)までに、電話で会館へ
 ※「暮らしに生かす染め物(型染)」

10月1日、全国一斉に
 国勢調査が行われます。15回目となる今回は、特に21世紀の日本を考える基礎づくりという重要な意味があります。
 調査結果は、これからの行政を考えていくための大切な資料となり、私たちの暮らしの様々な分野で生かされていきます。赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住んでいるすべての人が調査の対象になります。
 9月下旬に、世帯ごとに調査票を配布します。用紙は法律で固く禁じられています。ご安心の上、ありのままをご記入ください。
 調査票は後日、調査員が回収します。外出がちな方は家にいる日をお伝えください。皆さんのご協力をお願いします。

全国一斉国勢調査
 調査結果は、これからの行政を考えていくための大切な資料となり、私たちの暮らしの様々な分野で生かされていきます。赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住んでいるすべての人が調査の対象になります。
 9月下旬に、世帯ごとに調査票を配布します。用紙は法律で固く禁じられています。ご安心の上、ありのままをご記入ください。
 調査票は後日、調査員が回収します。外出がちな方は家にいる日をお伝えください。皆さんのご協力をお願いします。

各種教室
 △華道教室 毎月第1・3木曜日の午後 年間24回
 △茶道教室 毎月第2木曜日の午後 年間12回
 △手編教室 毎週月曜日の午後 年間12回
 △料理教室 毎月第1・3水曜日の午前 年間12回
 △開講期日 6月中旬(ただし、手編教室は9月)
 △受講資格 乙訓地域在住の方(ただし、既に当教室を受講した方は除く)
 △受講料 無料
 △教材費 1回700円程度(手編教室は各自教材持参)
 △定員 華道・手編教室は各10名。茶道・料理教室は各8名。いずれも先着順。
 △申込み期間 6月1日～5日(日曜日を除く)午前9時～午後5時、土曜日は正午まで。
 ※電話での申込みは不可。2つ以上の教室を重複して受講できません。
 △お問い合わせ 府立長岡労働センター(電話955-11356)

長岡労働センター
各種教室
 △華道教室 毎月第1・3木曜日の午後 年間24回
 △茶道教室 毎月第2木曜日の午後 年間12回
 △手編教室 毎週月曜日の午後 年間12回
 △料理教室 毎月第1・3水曜日の午前 年間12回
 △開講期日 6月中旬(ただし、手編教室は9月)
 △受講資格 乙訓地域在住の方(ただし、既に当教室を受講した方は除く)
 △受講料 無料
 △教材費 1回700円程度(手編教室は各自教材持参)
 △定員 華道・手編教室は各10名。茶道・料理教室は各8名。いずれも先着順。
 △申込み期間 6月1日～5日(日曜日を除く)午前9時～午後5時、土曜日は正午まで。
 ※電話での申込みは不可。2つ以上の教室を重複して受講できません。
 △お問い合わせ 府立長岡労働センター(電話955-11356)

幼稚園就園奨励費補助金制度
 市では、幼稚園就園奨励費補助金制度を実施しています。
 補助の対象者は、7月1日現在向日市に住民登録を有し、私立の幼稚園に4歳児・5歳児を通園させておられる保護者です。
 手続きは、6月中旬に各幼稚園を通じて配布される「保育料等減額措置に関する調書」に必要事項を記入のうえ、幼稚園に提出してください。
 なお、幼稚園から「保育料等減額措置に関する調書」の配布を受けておられない方は、6月20日(水)までに教育委員会管理課までご連絡ください。
 ▷お問い合わせ 教育委員会管理課(内線324)

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

加入を

交通災害共済
 △加入資格 向日市民
 △共済の対象 国内で起った自動車、バイク、自転車などの乗り物による交通事故の人身事故(自損事故を含む)
 △加入料 無料
 △申込み・お問い合わせ 向日市市民生活センター(電話933-1212)に申し込む

児童手当

申請手続きはお早めに

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

児童手当は、次代をなす児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。
 △支給対象者 義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している人
 なお、児童手当には所得制限(表1)があります。ただし、平成3年5月まで所得制限のため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金に加入しているなど)については、特例給付が支給されます。

扶養人数	所得(万円)	収入(万円)
0	147.5	234.4
1	177.5	277.3
2	207.5	320.1
3	237.5	362.9
4	267.5	405.7
5	297.5	448.5

扶養人数	所得(万円)	収入(万円)
0	363.0	515.6
1	393.0	558.4
2	423.0	601.2
3	453.0	644.0
4	483.0	686.8
5	513.0	729.6

※前年度の所得から、社会保険料(8万円)医療費等を控除した額が対象
 ※表1・2は、平成2年度所得制限額表(改正案)

ご利用ください
年金相談
 と き 6月15日(金) 午後1時～4時
 と ころ 市民相談室 (毎月第3金曜日に開設)
 社会保険相談専門員による年金相談を開設しています。年金に関するあらゆる相談に応じます。お気軽にご相談ください。
 ■お問い合わせ 保険年金課年金係(内線218)

京都府警察官募集
 ▶募集期限 6月15日(金)まで。
 ▶募集人員 80人程度
 ▶お問い合わせ 向日町警察署 ☎921-3151
 か最寄りの派出所へ。

母をたずねて三千里
 と き 8月8日(水) 午前の部 11:30開演
 午後の部 14:00開演
 と ころ (開場はいずれも30分前)
京都府長岡京記念文化会館
 ■前売入場料 一般・2,500円 子供・1,000円
 6月5日(火)前売開始 [当日券は500円アップ]
 ■予約・お問い合わせ (財)京都府長岡京記念文化事業団 ☎955-5711(月曜日を除く午前9時～午後5時)

防疫薬剤のあっせん
 これから夏にかけて衛生害虫(ハエ・蚊など)の発生しやすいシーズンとなりますので、下記の価格及び日程で薬剤をあっせんします。
 [乳剤 1,000円・油剤 1,500円・粉剤 250円]
防疫薬剤あっせん日程表

月 日	時 間	場 所
6月5日(水)	午前9時30分～午前11時30分	物産女公民館
	午後1時30分～午後3時30分	寺戸公民館
6月6日(木)	午前9時30分～午前11時30分	向日コミュニティセンター
	午後1時30分～午後3時30分	藤原井公民館
6月7日(金)	午前9時30分～午前11時30分	森本公民館
	午後1時30分～午後3時30分	上植野公民館

※上記以外に6月5日(火)～7日(木)まで生活環境課(市役所一階・内線226)でもあっせんします。

幼稚園就園奨励費補助金制度
 市では、幼稚園就園奨励費補助金制度を実施しています。
 補助の対象者は、7月1日現在向日市に住民登録を有し、私立の幼稚園に4歳児・5歳児を通園させておられる保護者です。
 手続きは、6月中旬に各幼稚園を通じて配布される「保育料等減額措置に関する調書」に必要事項を記入のうえ、幼稚園に提出してください。
 なお、幼稚園から「保育料等減額措置に関する調書」の配布を受けておられない方は、6月20日(水)までに教育委員会管理課までご連絡ください。
 ▷お問い合わせ 教育委員会管理課(内線324)